

特定妊婦と疑われる者に対する支援の実施に関する要綱

(総則)

第1条 特定妊婦と疑われる者に対し支援を行う事業（以下「事業」という。）については、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所又は居所を有する特定妊婦であると疑われる者とする。

(事業内容)

第3条 事業の内容は、母子保健医療対策総合支援事業の実施について（令和5年6月30日こ成母第36号こども家庭庁成育局長通知）に基づく、特定妊婦や若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援とする。

(委託)

第4条 市長は、事業の一部を病院又は診療所（以下「委託医療機関」という。）に委託するものとする。

(面接相談等)

第5条 対象者は、面接相談を希望するときは、相談票（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による面接相談の結果、対象者の委託医療機関における受診が必要であると判断したときは、対象者の受診に保健師を同行させるものとする。

3 委託医療機関における検査の内容は、基本健診、尿検査、超音波検査等とし、その費用は、市が負担するものとする。

(健康診査の結果の確認)

第6条 市長は、妊娠判定検査受診の確認を、一般社団法人横須賀市医師会（以下「医師会」という。）に委託して行うものとする。

2 医師会は、確認の状況を1月ごとに妊娠判定検査受診状況報告書（第2号様式）及び妊娠判定検査受診結果報告書（第3号様式）により翌月末日までに市長に報告するものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条第 1 項関係）

相談票

年 月 日 （あて先）横須賀市長 住所 相談者 氏名 電話	
生 年 月 日	
続 柄	
	（相談者が本人以外の場合の本人の氏名）
相 談 内 容	
相談内容について、必要に応じて関係各課と情報共有することに同意します。 年 月 日 氏名	
（事務処理欄）	

第 2 号様式（第 6 条第 2 項関係）

妊娠判定検査受診状況報告書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

所在地
名称
代表者

妊娠判定検査受診状況に関する確認を次のとおり報告します。

年 月 分 確認件数 件

医療機関別内訳

番号	医 療 機 関 名	件 数

第 3 号様式（第 6 条第 2 項関係）

妊娠判定検査受診結果報告書

受診者氏名		生年月日	年 月 日
受診者住所			
受診結果			
受診年月日	年 月 日		
以上のとおり報告します。 年 月 日 医 療 機 関 名 医療機関所在地 電 話 番 号 担 当 医 師 氏 名			